（外国倒産処理手続の承認援助に関する規則の一部改正）

第四十五条　外国倒産処理手続の承認援助に関する規則（平成十二年最高裁判所規則第十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
目次 第一章　総則（第一条―第十二条の十一） ［第二章～第五章　略］ 附則	目次 第一章　総則（第一条―第十二条） ［第二章～第五章　同上］ 附則
（事件に関する文書の閲覧等・法第十三条） **第十条**　法第十三条（事件に関する文書の閲覧等）の規定は、この規則又は第十二条の十一（民事訴訟規則の準用）において準用する民事訴訟規則（平成八年最高裁判所規則第五号）の規定に基づき、裁判所に提出され、又は裁判所が作成した文書その他の物件について準用する。	（事件に関する文書の閲覧等・法第十三条） **第十条**　法第十三条（事件に関する文書の閲覧等）の規定は、この規則又は第十二条（民事訴訟規則の準用）において準用する民事訴訟規則（平成八年最高裁判所規則第五号）の規定に基づき、裁判所に提出され、又は裁判所が作成した文書その他の物件について準用する。
［２　略］	［２　同上］
３　第十二条の十一において準用する民事訴訟規則第三十四条（閲覧等の制限の申立ての方式等）第三項本文、第五項本文若しくは第七項又は第五十二条の二十（法第百三十三条の二第二項の申立ての方式等）第三項、第五項本文若しくは第六項の規定により文書その他の物件から秘密記載部分又は秘匿事項記載部分を除いたものが提出された場合には、当該文書その他の物件の閲覧、謄写又は複製は、その提出されたものによってさせることができる。	［新設］
４　第十二条の十一において準用する民事訴訟規則第五十二条の二十二（秘匿決定の一部が取り消された場合等の取扱い）第一項の規定により、法第十五条（民事訴訟法の準用）において準用する民事訴訟法（平成八年法律第百九号）第百三十三条（申立人の住所、氏名等の秘匿）第二項の規定による届出に係る書面（以下この項において「秘匿事項届出書面」という。）から法第十五条において準用する民事訴訟法第百三十三条の四（秘匿決定の取消し等）第一項の取消し又は同条第二項の許可の裁判に係る部分以外の部分（秘匿事項又は秘匿事項を推知することができる事項が記載された部分に限る。）を除いたものが提出された場合には、秘匿事項届出書面の閲覧又は謄写は、その提出されたものによってさせることができる。	［新設］
（催告） **第十二条**　催告は、これを受けるべき者の所在が明らかでないとき、又はその者が外国に在るときは、催告すべき事項を公告してすれば足りる。この場合において、その公告は、催告すべき事項を記載した書面を裁判所の掲示場その他裁判所内の公衆の見やすい場所に掲示して行う。 ２　前項の規定による催告は、公告をした日から一週間を経過した時にその効力を生ずる。	［新設］
（送達すべき書類の提出に代えて調書を作成した場合に送達すべき書類） **第十二条の二**　送達すべき書類の提出に代えて調書を作成したときは、その調書の謄本又は抄本を交付して送達をする。	［新設］
（呼出状の公示送達） **第十二条の三**　呼出状の公示送達は、呼出状を掲示場に掲示してする。	［新設］
（決定及び命令の方式） **第十二条の四**　決定書及び命令書には、決定又は命令をした裁判官が記名押印しなければならない。	［新設］
（申立書の却下の命令に対する即時抗告等） **第十二条の五**　申立書の却下の命令に対し即時抗告をするときは、抗告状には、却下された申立書を添付しなければならない。 ２　前項の規定は、抗告状却下の命令に対し即時抗告をする場合について準用する。	［新設］